

令和 5 年度第 2 0 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 2 5 日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 7 2〕

① 件 名
第 2 次石巻市子ども読書活動推進計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>平成 1 3 年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、本法律に基づき、平成 1 4 年、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。令和 5 年 3 月には「第 5 次子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定され、子どもの読書活動を継続的に推進している。</p> <p>宮城県では平成 3 1 年に「第 4 次みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定しており、令和 6 年 3 月に第 5 次計画を策定する予定となっている。</p> <p>本市では、平成 2 0 年 5 月に計画期間を 5 年間とする「石巻市子ども読書活動推進計画」を策定していたが、東日本大震災に係る復旧・復興事業を最優先としたため、以降策定していない。</p> <p>【目的】</p> <p>本市に住む子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものである「読書活動」を推進するため、「第 2 次石巻市子ども読書活動推進計画」を策定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 5 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち</p> <p>第 5 節 豊かな地域生活を育む生涯学習の推進</p> <p>2 読書の推進・環境を整備する</p> <p>第 2 期石巻市教育振興基本計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 3 月 令和 4 年度第 1 回子ども読書活動推進委員会にて協議</p> <p>令和 4 年度第 1 回子ども読書活動推進委員会作業部会にて協議</p> <p>9 月 令和 5 年度第 1 回子ども読書活動推進委員会作業部会にて協議</p> <p>1 0 月 令和 5 年度第 2 回社会教育委員会にて協議</p> <p>令和 5 年度第 1 回子ども読書活動推進委員会にて協議</p> <p>1 2 月 令和 5 年教育委員会第 1 2 回定例会にて計画案について議決</p>

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 計画の目標 石巻市に生まれ、育つすべての子ども（おおむね18歳以下の者）が読書を通じて、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心を身に付け、変化の激しい社会に主体的に対応できる力を育むため、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備を進め、子どもの自主的な読書活動を推進する。</p> <p>2 計画期間 令和6年度～令和8年度（3年間）</p> <p>3 基本的方針 （1）子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 （2）子どもを取り巻く読書環境の整備・充実 （3）家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進 （4）子どもの読書活動に関する啓発と推進気運の醸成</p> <p>4 推進の方策 （1）家庭における読書活動の推進 （2）地域における読書活動の推進 （3）学校における読書活動の推進 （4）図書館の機能強化と整備の推進 ※詳細は別添のとおり。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 本市に住む子どもの読書活動が、市民、関係団体及び市との連携・協働により、総合的に推進される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>【県内自治体の状況】 策定済自治体（市）：仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、東松島市</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和6年2月 パブリックコメント実施 3月 令和6年教育委員会第3回定例会にて報告 第2次石巻市子ども読書活動推進計画策定</p>
<p>⑨ その他</p>